

平成 26 年 2 月 25 日

## 消費税、引き上げ前夜

奥村税務会計事務所

税理士 奥村 眞吾

アベノミクス効果で何とか景気に明るさが漂い始めたと感じる国民が増えてきたと思うなか、いよいよ今年、平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 8%に引き上げられます。さらには、平成 27 年 10 月 1 日からは 10%となる予定です。一般の消費者は 4 月 1 日から物を買う場合、今まで 1050 円であったのが、1080 円になると考えるぐらいですが、事業者ではそれも簡単にはいきません。このため、4 月 1 日より前に既に支払いを済ませているが、実際の商品の受取りやサービスの提供は 4 月 1 日以降となる場合や、長期にわたって工事等の請負をする場合の取扱いなど、改正された消費税法では、いわゆる「経過措置」も多く盛り込まれましたが、以前に消費税率が 3%から 5%に上昇した場合の措置と基本的には大きく変わっていません。

むしろ、生産や流通の各取引段階を通じて次々とモノが順次送り出される場合の消費税の転嫁の問題がクローズアップされています。はたして 5%から 8%に増えた消費税率を本当に取引先に転嫁して回収できるのか、個人業者や中小零細業者は大企業に比べて弱者であり、しかも下請業者が多く、その実施にはかなりの混乱が予想されています。そのため政府は、きちんと消費税を転嫁できるように「消費税転嫁対策特別措置法」などの法律をいち早く成立させ、買ったたきや、報復、下請けいじめ等を禁止するなどとする反面、「消費税還元セール」といった宣伝や広告を禁止するなどの措置も併せてとっています。具体的には以下のようになります。

- ① 事業者（買い手）による消費税の転嫁拒否等の行為が禁止されます。

この場合の保護される「売り手」とは、資本金が 3 億円以下の事業者や個人事業者等で大規模小売業者に継続して商品などの取引をしている事業者（特定供給事業者）となります。

- ② 特定供給事業者（売り手）に対する減額や買ったたきや報復行為等が禁止されます。

具体的には、

- イ、 消費増税分を支払わない。
- ロ、 売り手と本体価格に消費税分を上乗せする契約をしていたのに、実際に

支払う段階になって消費税分を下げる。

- ハ、 原材料費は変わらないのに、新しい税率の消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対して指定する。
- ニ、 売り手にディナーショーのチケット購入をお願いしたり、買い手が保有する宿泊施設の利用を要請したりする。
- ホ、 消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金を要求する。
- へ、 消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手の従業員やスタッフの派遣を要求する。

③ 「消費税還元セール」はなぜダメなのか。

そもそも、消費税は「最終的には消費者が負担し、それを預かった事業者が税務署に納付する税金」です。消費者に消費税の負担について誤解のないようにするために「消費税は転嫁しません」などの宣伝や広告を禁止しています。従って、次のような表示はダメとされています。

- イ、 消費税上昇分は値引きします。
- ロ、 消費税 8%分還元セールをします。
- ハ、 増税分は勉強させていただきます。
- ニ、 消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。
- ホ、 消費税増税分を後でキャッシュバックします。

これらの禁止事項の目的の一つに、納入業者に対する買ったとき、競合する小売業者の転嫁を阻害することにつながらないようにすることがあります。

前回の消費税引上げ時に、納入業者や下請業者が痛い目にあったという教訓からですが、今回は大丈夫でしょうか。

④ 値札の価格表示はどうすればよいか。

現在、税込表示つまり総額表示義務がありますが、特例として総額表示をしなくても平成 29 年 3 月 31 日までは、認められることになりました。

ただし、税抜価格や旧税率に基づく価格表示であることを明示することが必要です。例えば、以下のような場合は認められません。

- イ、 誤認防止のための表示が、店内のレジ周辺だけで行われている。
- ロ、 誤認防止のための表示が、商品カタログの申込書だけに記載されている。
- ハ、 誤認防止のための表示が、インターネットのウェブページにおける決済画面だけに記載されている。

## ⑤ 消費税の転嫁や表示方法の例外

「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」について独占禁止法の適用除外制度が設けられました。

従って、以下のようなことが認められます。

- イ、 消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いることを取り決める。
- ロ、 見積書、納品書について消費税額を別枠で表示するなど、消費税の表示方法に関する様式を作成して統一的に使用することを取り決める。
- ハ、 価格交渉を行う際に、税抜き価格を提示することを取り決める。

以上のように中小企業を保護する観点から、大企業に様々な制約を課しているのが現状です。

また、4月1日前に買えば得などというキャンペーンも多くなっています。たとえば、①映画や演劇を見るなら3月31日までに前売り券を買えば得、②旅行や出張の日程が決まっているのなら3月31日までに切符を買えば得、といったものです。

しかし、注文住宅を買う予定なら平成25年9月30日までに契約を結べば、引渡しは4月1日以降でも5%で済むなど一部であおりましたが、その代り5%しか払ってない人は今年の大型住宅ローン控除を適用することはできません。このように4月1日以降は税法上の緩和措置が期待できるものもあります。

そして増税直後に駆け込み需要の影響などで需要が落ち込み、住宅価格などが下落する恐れも十分あります。そのようなことから増税前に焦って買う必要はなく、本当に必要なものを必要な時に買うのが一番大事でしょう。ヨーロッパの諸国は幾度となく消費税が上がりましたが、国民は冷めたものでした。

以上

### <主な著作>

『新時代の相続税対策の徹底検証』（清文社）

『5%消費税の実務と申告のしかた』（清文社）

『住宅ローン控除の徹底活用と申告のしかた』（清文社）

『5%消費税 改正点と実務対策のすべて』(日本実業出版社)  
『これならわかる新信託法と税務』(清文社)  
『災害をめぐる法律と税務』(共著・新日本法規出版)  
『詳解信託法の活用と税務』(清文社)  
『阪神大震災に伴う税金の救済措置』(清文社)  
『新会社法の実務ポイント』(実務出版)  
『税金が安くなる本』(PHP 出版)  
『新しい事業承継対策と税務』(新日本法規出版)  
『よくわかる定期借地権の税務』(清文社)  
『住宅・土地税制がわかる本』(PHP 出版)  
『ガラ空き時代の貸ビル・マンション経営』(かんき出版)  
『企業再編税制の実務』(清文社)  
『アメリカにおける非課税法人の設立手続きと税務』(翻訳・ダイヤモンド社)  
『事業承継マニュアル』(PHP 出版)  
『不動産と税金がよくわかる本』(PHP 出版)  
『税金を1ヶ月分取り戻す本』(ダイヤモンド社)  
『都市型農地の税金戦略』(清文社)  
『新土地・住宅税制活用法と申告の実務』(清文社)  
『土地有効活用と相続税対策』(ダイヤモンド社)  
『グローバル化時代の相続税対策』(清文社)  
『お金持ちに捨てられる日本』(PHP 出版)

<お問合せ先>

奥村税務会計事務所

大阪市中央区久太郎町3丁目5-26 谷口悦第二ビル7階

TEL 06-6245-7719 FAX 06-6251-6614

URL <http://www.okumura.ne.jp>

掲載日：2014年3月14日